

広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 10 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第 3 号

広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（失職の特例） 第 5 条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 （略）	（失職の特例） 第 5 条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 （略）

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）の施行の日から施行する。